

○神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）新旧対照表（案）

新	旧
(権限の委任)	(権限の委任)
第1条～第1条の6 (略)	第1条～第1条の6 (略)
(県税の減免)	(県税の減免)
第2条 所長は、次に掲げる県税を減免する。	第2条 所長は、次に掲げる県税を減免する。
(1)～(37) (略)	(1)～(37) (略)
(38) 中古自動車販売業者（ <u>所有する全ての自動車について自動車税の種別割の滞納がなく、かつ、減免を受けようとする年度分の自動車税の種別割を納期限までに納付した者等に限る。</u> ）が4月1日現在において所有する自動車で、商品として展示しているものに対する自動車税の種別割	(38) 中古自動車販売業者（ <u>自動車税の種別割の滞納がない</u> 者等に限る。）が4月1日現在において所有する自動車で、商品として展示しているものに対する自動車税の種別割
(39)～(40) (略)	(39)～(40) (略)
第2条の2～第9条 (略)	第2条の2～第9条 (略)
(公示送達の方法)	(公示送達の方法)
第10条 法第20条の2第1項の公示送達は、 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）第1条の8第1項</u> で定める方法により、 <u>不特定多数の者が閲覧できる措置をとるとともに、公告書を課税地（法第20条の4第1項の規定により県が嘱託を受けた他の地方団体の徴収金に係る公告書にあつては、当該地方団体の徴収金を納付し、又は納入すべき者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産の所在地、法第739条の5第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により市町村から徴収の引継ぎを受けた徴収金に係る公告書にあつては、当該市町村の区域）を所管する県税事務所等の掲示場に掲示して行うものとする。</u>	第10条 法第20条の2第1項の公示送達は、 <u>公告書を課税地（法第20条の4第1項の規定により県が嘱託を受けた他の地方団体の徴収金に係る公告書にあつては、当該地方団体の徴収金を納付し、又は納入すべき者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産の所在地、法第739条の5第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により市町村から徴収の引継ぎを受けた徴収金に係る公告書にあつては、当該市町村の区域）を所管する県税事務所等の掲示場に掲示して行うものとする。</u>
第11条～第36条 (略)	第11条～第36条 (略)
(文書の様式等)	(文書の様式等)
第37条 法、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）、政令、省令、条例及びこの規則（以下「法等」という。）の規定による別表第4の左欄に掲げる納付書、証明書、通知書等は、同表の右欄に掲げる文書の様式とする。	第37条 法、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）、政令、 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）</u> 、条例及びこの規則（以下「法等」という。）の規定による別表第4の左欄に掲げる納付書、証明書、通知書等は、同表の右欄に掲げる文書の様式とする。
附 則	附 則
1～13 (略)	1～13 (略)

新	旧
(不動産取得税の減額の申告)	(不動産取得税の減額の申告)
14 法附則第11条の4第2項又は第4項の規定による不動産取得税の減額を受けようとする者は、 <u>不動産取得税減額（還付）申告（申請）書（買取再販用）</u> （附則第1号様式の4）を所長に提出しなければならない。	14 法附則第11条の4第2項又は第4項の規定による不動産取得税の減額を受けようとする者は、 <u>不動産取得税減額（還付）申告（申請）書</u> （附則第1号様式の4）を所長に提出しなければならない。
15~22 (略)	15~22 (略)
(自動車税の減免)	(自動車税の減免)
23 自動車税管理事務所長は、次に掲げる自動車税を減免する。	23 自動車税管理事務所長は、次に掲げる自動車税を減免する。
(1)~(2) (略)	(1)~(2) (略)
(3) 一般乗合旅客自動車で、公共交通移動等円滑化基準に適合するものであつて、次のいずれにも該当するものに対する自動車税の種別割（初回新規登録の日が属する年度（3月1日から同月31日までの間に初回新規登録を受けた自動車にあつては、その翌年度）以後5年度間に課すべき自動車税の種別割に限る。）	(3) 一般乗合旅客自動車で、公共交通移動等円滑化基準に適合するものであつて、次のいずれにも該当するものに対する自動車税の種別割（初回新規登録の日が属する年度（3月1日から同月31日までの間に初回新規登録を受けた自動車にあつては、その翌年度）以後5年度間に課すべき自動車税の種別割に限る。）
ア (略)	ア (略)
イ 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間に初回新規登録を受けた自動車で、当該初回新規登録の申請をした者が所有するもの	イ 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた自動車で、当該初回新規登録の申請をした者が所有するもの
(4) 一般乗用旅客自動車で、公共交通移動等円滑化基準に適合するもの（令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間に初回新規登録を受けた自動車で、当該初回新規登録の申請をした者が所有するものに限る。）に対する自動車税の種別割（初回新規登録の日が属する年度（3月1日から同月31日までの間に初回新規登録を受けた自動車にあつては、その翌年度）以後5年度間に課すべき自動車税の種別割に限る。）	(4) 一般乗用旅客自動車で、公共交通移動等円滑化基準に適合するもの（令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた自動車で、当該初回新規登録の申請をした者が所有するものに限る。）に対する自動車税の種別割（初回新規登録の日が属する年度（3月1日から同月31日までの間に初回新規登録を受けた自動車にあつては、その翌年度）以後5年度間に課すべき自動車税の種別割に限る。）
24~30 (略)	24~30 (略)
別表第1～別表3 (略)	別表第1～別表3 (略)
別表第4 (第37条関係)	別表第4 (第37条関係)
1～54の2 (略)	(略)
55 法第73条の2第7項の規定による申出	不動産取得税に係る家屋附帯設備価額申出書 第74号様式
55の2 法第73条の2第8項の規定による申請	不動産取得税に係る家屋附帯設備の取得に対する還付申請書 第74号様式の2
55の3 (略)	(略) 第74号様式の3
1～54の2 (略)	(略)
55 法第73条の2第7項又は第8項の規定による申出又は申請	不動産取得税に係る家屋付帯設備価額申出（還付申請）書 第74号様式
(追加)	(追加)
55の2 (略)	(略) 第74号様式の2

新	旧	
56~126 (略) (略)	56~126 (略) (略)	

<新旧>

附則第1号様式の4 (表) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

不動産取得税減額(還付)申告(申請)書 (買取再販用)

年 月 日

神奈川県 県税事務所長殿

郵便番号
住(居)所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名
個人番号又は法人番号
電話番号

次のとおり不動産取得税の減額(還付)を申告(申請)します。

〈新旧〉

附則第1号様式の4(表)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

1 宅地建物取引業者による改修工事対象住宅及びその敷地の用に供する土地の取得に対する減額申告事項

2. 還付申請事項

(裏) (略)

＜新旧＞
附則第1号様式の5（用紙 日本産業規格A4縦長型）

不動産取得税徵収猶予申請書 （買取再販用）

年 月 日

神奈川県 県税事務所長殿

郵便番号
住(居)所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名
個人番号又は法人番号
電話番号

次のとおり不動産取得税の徵収猶予を申請します。

〈新旧〉

附則第1号様式の5（用紙 日本産業規格A4縦長型）

備考 (略)

<新旧>

附則第2号様式(用紙 日本産業規格A4横長型)

不動産取得税微取猶予申請書(農地等用)

年 月 日 県税事務所長様
神奈川県
次のとおり不動産取得税の微取猶予を申請します。

贈与を受けた農地等の明細				譲渡した農地等の明細			
所	在	地番	地目	地籍	受贈年月日	贈与者	の住所及び氏名
贈与を受けた農地等の明細					・	・	
					・	・	
					・	・	(申請者との続柄)
					・	・	
取得した農地等の明細				譲渡した農地等の明細			
所	在	地番	地目	地籍	取得年月日	所	在
租税特別措置法第70条の4 第15項の規定の適用を受け る代替農地等を取得した場 合					・	地番	地目
					・		地積
					・		
					・		
※課税状況	課税年月	年	月	月	年	月	月
課税額	標準額	円	贈与税額	調査額	微収猶予申請	有	無
税	額	円	税	月	年	・	(調査員)
項	納税通知書番号		引き続ぎ微取猶予を受けたい旨の届出 の有無			有	無

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

〈新〉

第44号様式（公示送達用）（別表第4関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

公 告 書

第 号
年 月 日

神奈川県 事務所長

次の表の左欄に掲げる者に交付すべき同表の右欄に掲げる書類は、これらの者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達できません。これらの書類については当所で保管していますので、申出があればいつでも交付します。

四〇八

第44号様式（公示送達用）（別表第4関係）（用紙　日本産業規格A4縦長型）

公 告 書

第 号
年 月 日

神奈川県 事務所長

次の表の左欄に掲げる者に交付すべき同表の右欄に掲げる書類は、これらの者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達できません。これらの書類については当所で保管していますので、申出があればいつでも交付します。

更 正 請 求 書

年 月 日

年 月 日

神奈川県

事務所長殿

郵 便 番 号

住（居）所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名

個人番号又は法人番号

電 話 番 号

經 理 担 当 者

次のとおり更正の請求をします。

更正の請求の対象		税 目			
区 分		請求に係る更正前の額	請求に係る更正後の額		
年 月 分	課税標準額	円	円		
	税 額				
年 月 分	課税標準額				
	税 額				
年 月 分	課税標準額				
	税 額				
更正の請求のもととなつた申告書の提出期限等		申告書の提出期限	・		
		申告書の提出年月日	・		
請求の理由					
口座振込による 還付金の受領		金融機関名	申請人名義の預金の種類	口座番号	備考

- 備考 1 令和5年1月1日以後に納税義務又は特別徴収義務が成立する県税について
更正の請求をする場合には、「請求に係る更正前の額」の「課税標準額」の各
欄については、記入する必要はありません。申請人名義の口座への振込みを
2 口座振込による還付金の受領の欄には、口座振込を希望する場合に記入して
ください。

口座振込に よる還付金 の受領	金融機 関名		預金の 種類		口 座 番 号	
	フリガナ					
	口座名義人					
備 考						

<新旧>

第45号様式の2 (県民税利子割用) (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

更 正 請 求 書

年 月 日

神奈川県緑県税事務所長殿

郵便番号
所在地
法人名
代表者氏名
法人番号
電話番号
担当者名

地方税法第20条の9の3第1項又は第2項の規定により、県民税利子割について次のとおり更正の請求をします。

利子等の種類			
区分		請求に係る更正前の額	請求に係る更正後の額
年月分	課税標準額	円	円
納入申告書の提出期限	・		
納入申告書の提出年月日	・		
年月分	課税標準額		
納入申告書の提出期限	・		
納入申告書の提出年月日	・		
年月分	課税標準額		
納入申告書の提出期限	・		
納入申告書の提出年月日	・		
更正の請求のもととなつた申告書 に係る特別徴収義務者番号			
請求の理由			
口座振込による還付金の受領	金融機関名	申請人名義の預金の種類	口座番号
備考			

備考 1 令和5年1月1日以後に特別徴収義務が成立する県民税利子割について更正の請求をする場合には、「請求に係る更正前の額」の「課税標準額」の各欄について記入する必要はありません。

2 口座振込による還付金の受領の欄には、口座振込を希望する場合に記入してください。

申請人名義の口座への振込みを

口座振込による還付金の受領	金融機関名		預金の種類		口座番号	
	フリガナ					
	口座名義人					

〈新旧〉

第52号様式の2 (別表第4関係) (表) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に関する申出書

付印

年 月 日		(ふりがな)	
神奈川県知事 殿 (県税事務所緑山)		寄附金を受領する者(特定公益信託の受託者)の名称	
神奈川県県税条例第10条第1項に規定する個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金について申し出ます。		法 人 番 号	
		主たる事務所又は事業所の所在地	電話 () -
		(ふりがな)	
		代 表 者 氏 名	
設立年月日	年 月 日	事 業 年 度	自 月 日至 月 日
所得税における寄附金控除の根拠条文		<u>1 所得税法第78条第2項第2号</u> <u>2 所得税法第78条第2項第3号</u> <u>(所得税法施行令第217条第1号 該当)</u> <u>3 所得税法第78条第3項</u> <u>4 住税特別措置法第41条の18の2第1項又は第2項</u> <u>5 旧住税特別措置法第41条の18の2第1項</u>	
所得税における認定又は指定年月日		年 月 日	
現に行っている事業の概要			
寄附金の使途及び募集期間			
県内の事務所若しくは事業所の所在地又は主な事業活動地域		電話 () -	
		電話 () -	
		電話 () -	
その他の参考となる事項			

<新旧>

第52号様式の2 (別表第4関係) (表) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

別紙

<p style="text-align: center;">付 受 印</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">神奈川県知事 殿 (県税事務所経由)</p> <p style="text-align: center;">神奈川県県税条例第10条第1項に規定する個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金について申し出ます。</p>		<p>(ふりがな)</p> <p>寄附金を受領する者(公益信託の受託者)の名称</p>	
		<p>(法人の場合のみ記入してください。)</p> <p>法 人 番 号</p>	
		<p>住(居)所又は所在地</p>	
		<p>電話 () -</p>	
		<p>(ふりがな)</p> <p>代 表 者 氏 名</p>	
		<p>(ふりがな)</p> <p>公 益 信 託 の 名 称</p>	
<p>所得税における寄附金控除の根拠条文</p>	<p>1 所得税法第78条第2項第2号 2 所得税法第78条第2項第3号 (所得税法施行令第217条第号 該当) 3 所得税法第78条第2項第4号 4 旧所得税法第78条第3項 5 租税特別措置法第41条の18の2第1項又は第2項</p>		

<新旧>

第52号様式の2 (別表第4関係) (表) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

(裏)

備考 1 正副2通を提出してください (添付書類は各1通で差し支えありません。)。

2 この申出書には、次の書類を添えてください。

(1) 県内に事務所又は事業所を有する者

ア 所得税の寄附金控除の対象となる寄附金であることを証する書類

イ 県内の事務所又は事業所の状況を確認できる書類 (ウ以外のもの)

ウ 登記事項証明書

(2) 県内に事務所又は事業所を有しない者

ア 所得税の寄附金控除の対象となる寄附金であることを証する書類

イ 県内における活動の状況を確認できる書類

ウ 登記事項証明書

(3) 特定公益信託の受託者

ア 認定特定公益信託であることを証する書類

イ 特定公益信託の状況を確認できる書類

ウ 登記事項証明書

4 5 「所得税における認定又は指定年月日」欄は、所得税法第78条第2項第3号に該当する場合 (所得税法施行令第217条第4号及び旧所得税法施行令第217条第1項第3号に該当する場合を除きます。) は記入する必要はありません。

5 6 「寄附金の使途及び募集期間」欄は、所得税法第78条第2項第2号に該当する場合に記入してください。

6 7 「名称、所在地、代表者等の変更が予定されている場合は、その旨を「その他参考となる事項」欄に記入してください。

7 8 「※印の欄には、記入しないでください。

(3) 公益信託の受託者

ア 公益信託であることを証する書類

イ 公益信託の状況を確認できる書類

ウ 登記事項証明書 (個人の場合は、個人番号カード (表面のみ写しを提出してください。)、運転免許証等本人であることが確認できるものの写し。)

3 「代表者氏名」欄は、個人の場合は記入する必要はありません。

<新旧>
第52号様式の6 (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に関する変更届出書

受 付 印			
年 月 日 神奈川県知事 殿 (県税事務所経由)		<p style="margin: 0;">(ふりがな)</p> <p style="margin: 0;"><u>寄附金を受領する者(特定公益信託の受託者)の名称</u></p> <p style="margin: 0;">法 人 番 号</p> <p style="margin: 0;">主たる事務所又は事務所の所在地</p> <p style="margin: 0;">電話 () -</p> <p style="margin: 0;">(ふりがな)</p> <p style="margin: 0;">代 表 者 氏 名</p>	
		<p style="margin: 0;">変 更 事 項</p> <p style="margin: 0;">変 更 前</p> <p style="margin: 0;">変 更 後</p> <p style="margin: 0;">変更年月日</p>	

別紙

※ 处理欄	管 理 番 号	業 種 番 号	
-------	---------	---------	--

〔 備考 ※の欄には、記入しないでください。〕

- 〔 備考 1 「代表者氏名」欄は、個人の場合は記入する必要はありません。
2 ※の欄には、記入しないでください。〕

<新旧>

第52号様式の6 (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

別紙6

(ふりがな)										
寄附金を受領する者(公益信託の受託者)の名称										
法人番号	(法人の場合のみ記入してください。)									
住(居)所又は所在地										
電話() -										
(ふりがな)										
代表者氏名										
(ふりがな)										
公益信託の名称										

<新旧>
第70号様式（別表第4関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

個人事業届出書
開業休業廃業

整理欄	
-----	--

年 月 日	納税地	(電話)		
	住(居)所	(電話)		
	事業所	(電話)		
	屋号	大昭平令		
	(ふりがな) 氏名	生年 月日	明大昭平	年月日生
神奈川県 県税事務所長殿				
事業の種類 (具体的に)	年 月 日	開業年月日	年 月 日	
		休業予定期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
		廃業年月日	年 月 日	
開業の場合の青色 申請年月日	年 月 日	休業又は 廃業の理由		
休業・廃業の場合 の青色・白色区分	青色・白色			
	事務所・事業所 (営業所)の設置状況 (事業所(営業所)が 2箇所以上の場合 に記入する。)	名 称	所 在 地	
				・・
				・・
			・・	

<新旧>

第70号様式(別表第4関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

設 備 の 概 要	従業員	家 族	男 人	女 人	
		雇 人	男 人	女 人	
		計			
		源泉徴収	有 · 無		
ア 自用 イ 借家 ウ 貸付 エ 譲渡 オ 譲受					
開 廃 業 に よ る 家 屋 の 利 用 状 況	賃貸先又は 譲渡、譲受先	住 所			
		氏 名			
賃貸借	月額家賃	円	権利金	円	保証金 敷 金

従業員 (人)	家 族		
	雇 人		
	計		
	源泉徴収	有 · 無	

<新>

第74号様式（別表第4関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

不動産取得税に係る家屋附帯設備価額申出書

年 月 日

神奈川県 県税事務所長殿

住(居)所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名

次のとおり不動産取得税に係る家屋附帯設備の価額について申出をします。

家屋	所在及び地番			家屋番号			種類	
	構造		床面積	m ²		家屋の名称		
課税標準額			円	税額		円		
附帯設備に属する部分の価額			円	附帯設備に属する部分の税額		円		

附帯設備に属する部分の取得者承諾事項

上記について、申出人と協議のうえ、附帯設備に属する部分の税額の納付につき承諾しました。

年 月 日

附帯設備に属する部分の取得者

住(居)所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名

<旧>
第74号様式（別表第4関係）（用紙　日本産業規格A4縦長型）

不動産取得税に係る家屋付帯設備価額申出（還付申請）書

年　月　日

神奈川県　　県税事務所長殿

住（居）所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名

次のとおり不動産取得税に係る家屋付帯設備の価額について申出（不動産取得税の還付申請）をします。

家　屋	所在及び地番			家　屋 番　号		種　類	
	構　造		床面積	m ²	用　途		
家屋の 取得年 月日等				納税通 知書を 受けた 日等			
	理　由				納税通知書番号		
課　税　標　準　額	円			税　額	円		
主体構造部に属 する部分の価額				還付を申請する 税額			
付帯設備に属す る部分の価額							

上記について、申出（申請）人と協議のうえ、承諾しました。

年　月　日

付帯設備に属す
る部分の取得者

住（居）所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名

<新規>

第74号様式の2 (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

不動産取得税に係る家屋附帯設備の取得に対する還付申請書

年 月 日

神奈川県 県税事務所長殿

住(居)所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名

次のとおり不動産取得税に係る家屋附帯設備に属する部分の税額について還付を申請します。

家屋	所在及び地番			家屋番号			種類	
		構造	床面積		m ²	家屋の名称		
課税標準額		円		税額	円			
附帯設備に属する部分の価額		円		附帯設備に属する部分の税額	円			
口座振込による還付金の受領	取扱金融機関	銀行 金庫 信用組合 協同組合				本店(所) 支店(所) 出張所		
		銀行コード				店舗コード		
預金の種類	1 普通	口座番号			(フリガナ) 口座名義人			
	2 当座							
	3 その他							

備考 口座振込による還付金の受領の欄には、申請人名義の口座への振込みを希望する場合に記入してください。この場合において、口座名義人が連帯納税義務者のうち一方の者であるときは、他の者の委任状を添えてください。

卷四

第74号様式の3

第74号様式② (別表第4關係) (用紙日本産業規格A4縦型)

不動産取得税住家特例（住家用十排の減額）適用申告書

縣稅事務所長殿
神奈川縣

日 月 年

郵便番号
住所(居)所又は所在地
氏名又は法人名及び

代表者氏名
個人番号又は法人番号
電話番号
電

適用について申告します。

112

1

総務 基
居住の用に供
した年月日

課税標準となる

111

の 明 細 等	取得後 2 年以内の特例適用住宅の新築（予定）（住宅の新築時まで土地を継続して所有する場合又は取得した土地を譲渡し、当該譲渡を受けた者が特例適用住宅を新築する者）の有無	有	無
	取得前 1 年以内の特例適用住宅の新築（自ら新築するものに限る）等の有無	有	無

の 明 細 等	取得後 1 年以内又は取得前 1 年以内の自己居住用の耐震基準適合既存住宅、耐震基準不適合既存住宅（法第 73 条の 27 の 2 の規定の適用を受けるものに限る）又は特例適用住宅（新築未使用のものに限る。）の取得（予定）の有無	有	無

備考

- 1 課税標準となるべき価格の欄には、住宅用土地（宅地評価土地に限る。）の取得が令和 9 年 3 月 31 日までに行われたときは、課税標準となるべき額の 2 分の 1 に相当する額を記入してください。
- 2 土地の明細等の欄中「取得後 2 年以内」とあるのは、土地の取得が令和 8 年 3 月 31 日までに行われたときは「取得後 3 年以内（100 区画以上の共同住宅等の新築（予定）の場合は取得後 4 年以内）」と読み替えてください。
- 3 住宅の特例又は土地の減額の適用に係る申告事項について、それぞれの事実を証明する書類を添えてください。

<新旧>

不動産取得税徵収猶予申請書

神奈川県 県税事務所長殿

郵便番号
(居所又は法人名及び
住所又は法人番号)
氏名
代表者番号
個人番号
電話番号

次のとおり不動産取得税の徵収猶予を申請します。

1 住宅の用に供する土地の取得に対する徵収猶予申請事項

土地の明細	所 在	地番	地目	地 級(ア) m ²	取 得 年 月 日	課税標準となるべき価格(イ) 円	税額 円
						新築予定年月日 (新築住宅)	新築予定年月日 (既存住宅)
住宅の新築時までの所有状況(予定)							
種類	構造	床面積(ウ)	用 途			徴収猶予申請の計算 を申請する	(150万円又は 〔平方メートル 当たりの土地 の価格 (イ)×(ア) のいすれか多い額 ×100 = 〕 円
戸建区分所有 住宅等	併用住宅等	m ²	自己居住用 貸家用	その他	・	〔床面積(ウ)×2 〔住宅1戸につ き200平方メー トル限度〕 ×	〔床面積(ウ)×2 〔住宅1戸につ き200平方メー トル限度〕 ×
戸建区分所有 住宅等	併用住宅等	m ²	自己居住用 貸家用	その他	・		
新築予定者の住所・氏名等							
徵収猶予を申請する税額				円	徵収猶予を申請する期間		から まで

日本産業規格 A 4 縦長型
(用紙第 80 号様式 (別表第 4 關係)) <新旧>

新築基準不適合既存住宅等の取得に対する徴収猶予申請事項															
取扱不動産の明細	区分	所在地番	家庭番号	地目又は地籍(ア)又は地盤(イ)又は床面積(イ)	不動産の取扱又は担保財産の設定の年月日	税額	徴収猶予を申請する税額	徴収猶予を申請する税額	徴収猶予を申請する税額						
										土地	m ²	円	円	円	
□ 耐震基準不適合既存住宅及び当該住宅の敷地の用に供する土地の取扱に当該住宅の敷地の用に供する土地の取扱に当する課税申告															
徴収猶予を申請する税額の計算															
新築された時ににおいて施行されたいた地方税法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額															
家	新築時期	控除するものとされていた額(工)													
		昭和29年 7月 1日から昭和38年 12月 31日まで	100万円	(150万円又は 平方メートル 当たりの土地 の価格 (イ) / (ア)) × (住宅1戸につ き200平方メー トル限度)											
		昭和39年 1月 1日から昭和47年 12月 31日まで	150万円												
		昭和48年 1月 1日から昭和50年 12月 31日まで	230万円												
		昭和51年 1月 1日から昭和56年 6月 30日まで	330万円												
		昭和56年 7月 1日から昭和56年 12月 31日まで	430万円												
(工) × 100 = 円															
被収用不動産等の代替不動産の取扱に対する減額申告															
被収用不動産等となるべき不動産の明細	区分	所在地番号	家庭番号	地目又は地籍	被収用不動産等の取扱又は移転補償金を受ける予定年月日	被収用不動産等の取扱又は移転補償金を受ける予定年月日	被収用不動産等の取扱又は移転補償金を受ける予定年月日	被収用不動産等の取扱又は移転補償金を受ける予定年月日	被収用不動産等の取扱又は移転補償金を受ける予定年月日						
										土地・家屋	m ²	円	円	円	円
										土地・家屋	m ²	円	円	円	円
□ 課税担保財産による譲渡担保財産の取扱に対する免除申告															
□ 再開発会社による建築施設の部分等の取得に対する免除申告															
□ 農地中間管理機構による農地の取得に対する免除申告															
□ 土地改良区による換地の取得に対する免除申告															
※処理事項					年度	月別	納税通知書番号	徴収猶予する税額	徴収猶予の期間						
								円	備考						
								円	から						
								円	まで						
□ 納税通知書番号 適用コード															

＜新旧＞

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 取得した土地を住宅の新築時まで継続して所有する予定の場合には、新築予定者の住所・氏名等の欄は記入する必要はありません。
- 3 徴収猶予を申請する税額の計算の欄中「平方メートル当たりの土地の価格」とあるのは、住宅の用に供する土地（宅地評価土地に限る。）の取得が令和9年3月31日までに行われたときは、「平方メートル当たりの土地の価格の2分の1に相当する額」と読み替えてください。
- 4 固定資産課税台帳登録価格の欄には、被収用不動産等（宅地評価土地を含むものに限る。）の収用又は譲渡が令和9年3月31日までに行われたときは、宅地評価土地部分の登録価格の2分の1に相当する額と宅地評価土地部分以外の部分の登録価格に相当する額との合計額を記入してください。
- 5 徵収猶予の申請事項についてそれぞれの事実を証明する書類を添えてください。

<新旧>
第145号様式（別表第4関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

個人県民税及び森林環境税徵収状況報告書

第
年
月
日

神奈川県 県税事務所長殿

市町村長

次のとおり個人の県民税及び森林環境税の徵収状況について報告します。

年度	月分	払い込むべき額	円	按分率	県民税	森林環境税	
払い込むべき額の内訳		市町村に納付（納入）のあつた市町村民税、県民税及び森林環境税の徵収金の合計額			県民税としての徵収金	森林環境税としての徵収金	
現年課税分	税額		円		円	円	
	延滞金						
	過少申告加算金						
	不申告加算金						
	重加算金						
	計						
控除等をする過誤納金等の額							
滞納繰越分	税額						
	延滞金						
	過少申告加算金						
	不申告加算金						
	重加算金						
	計						
区分		市町村民税、県民税及び森林環境税の不納欠損額の合計額		県民税の不納欠損額	森林環境税の不納欠損額		
不納欠損額		円		円	円		
備考	(県が徵収した徵収金の合計額 円 (このうち現年課税分 円) を含む。)						

備考 1 按分率の欄には地方税法施行令第57条の4の2の規定により算定した按分率を記入してください。

2 市町村に納付（納入）のあつた市町村民税、県民税及び森林環境税の徵収金の合計額の欄には、県が徵収した徵収金を含めた合計額を記入してください。また、その旨を備考の欄に記入してください。

3 控除等をする過誤納金等の額の欄には、森林環境税及び森林環境課与税に関する法律第14条第1項の規定により控除する場合には負の数で、同条第3項の規定により加算する場合には正の数で過誤納金等の額を記入してください。

<新旧>
第145号様式の2 (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

個人県民税及び森林環境税清算状況報告書 (現年課税分用)

年 月 日

神奈川県 県税事務所長殿

市 町 村 長

次のとおり 年度分の個人の県民税及び森林環境税 (現年課税分) の清算状況について報告します。

区分		市町村民税	県民税	森林環境税	計		
当該年度の課税額		() 円	() 円	円	() 円		
内 訳	当該年度の収入となるべき額						
	翌年度の収入となるべき額						
前年度の課税額のうち本年度に調定した額							
按 分 率	区分			県民税	森林環境税		
	3月31日現在の按分率			(%)	(%)		
	5月及び6月の払込みに用いた按分率						
	7月から3月までの払込みに用いた按分率						
区分		税額	延滞金	過少申告加算金	不申告加算金	重加算金	計
4月から3月31日までに当該年度分として市町村に納付又は納入のあつた市町村民税、県民税及び森林環境税に係る徴収金の合計額 (1)		円	円	円	円	円	円
4月から3月31日までに市町村が還付等をした市町村民税、県民税及び森林環境税に係る過誤納金等の合計額 (2)							
県 民 税	合計額(1)に3月31日現在の按分率を乗じて得た県に払い込むべき徴収金の額 (1) × (7) (3)						
	5月から3月までの間に県に払い込むべき額の合計額 (4)	()	()	()	()	()	()
	4月中に県に払い込むべき額 (5)						
	県に払い込むべき額の合計額 (4)+(5) (6)						
	過不足額 (3)-(6) (7)						
	4月分として県に払い込むべき県民税に係る清算払込額 (8) (9)						

＜新旧＞

第145号様式の2 (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

森 林 環 境 税	合計額(イ)に3月31日現在の按分率を乗じて得た県に払い込むべき徴収金の額 (イ)×(イ) (イ)					
	合計額(イ)に3月31日現在の按分率を乗じて得た控除等をする過誤納金等の額 (イ)×(イ) (イ)					
	5月から3月までの間に県に払い込むべき額(過誤納金等の控除等をする前の額)の合計額 (イ)	()	()	()	()	()
	5月から3月までの間に県に払い込むべき額から控除等をした過誤納金等の合計額 (イ)					
	4月中に県に払い込むべき額(過誤納金等の控除等をする前の額) (イ)					
	4月中に県に払い込むべき額から控除等をする過誤納金等の額 (イ)					
	県に払い込むべき額の合計額 (イ)+(イ)+(イ)+(イ) (イ)					
	過不足額 (イ)+(イ)-(イ) (イ)					
	4月分として県に払い込むべき森林環境税に係る清算払込額 (イ)+(イ)+(イ) (イ)					
	4月分として県に払い込むべき県民税及び森林環境税に係る清算払込額 (イ)+(イ)					
備 考	(県が徴収した徴収金の合計額 円を含む。)					

備考 1 当該年度の課税額の欄の()内には、分離課税に係る所得割の額を内書きで記入してください。

2 (イ)には、県が徴収した徴収金を含めた合計額を記入してください。

3 (イ)及び(イ)の()内には、3月31日現在の未払込額を内書きで記入してください。

4 (イ)及び(イ)には、3月中に市町村に納付又は納入のあつた市町村民税、県民税及び森林環境税に係る徴収金の合計額に、(イ)にあつては(イ)の按分率を、(イ)にあつては(イ)の按分率を乗じて得た額を記入してください。

5 (イ)、(イ)、(イ)及び(イ)には、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第14条第1項の規定により控除する場合には負の数で、同条第3項の規定により加算する場合には正の数で過誤納金等の額を記入してください。